

看護小規模多機能型居宅介護重要事項説明書

<令和8年4月1日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社メディカルケア
代表者名	池尾 深雪
所在地・連絡先	(住所) 富山県射水市東明七軒5-13 (電話) 0766-86-8857 (FAX) 0766-86-8856

2 事業所の概要

事業所の名称	ケアホームほりおか
所在地・連絡先	(住所) 富山県射水市射水町1丁目18 (電話) 0766-86-8850 (FAX) 0766-86-8853
事業所番号	
管理者の氏名	池尾 深雪

3 看護小規模多機能型居宅介護の目的及び運営方針

(1) 目的

可能な限り住み慣れた地域、自宅での生活を継続するための支援を目的に、通いをベースに泊まり、訪問といった介護と看護のサービスを柔軟に組み合わせ対応します。

(2) 運営方針

- ・「いつでもどこでもその人らしく一緒に暮らす」をモットーに法人運営の基本に利用者主体の原則を掲げ、質の高いサービスの実践を目指します。
- ・新しい地域福祉サービスの開発と住民参加のまちづくりを進めます。
- ・教育、研究機関との共同による福祉教育と福祉文化の醸成に貢献します。

(3) その他

事 項	内 容
看護小規模多機能型居宅介護計画の作成及び事後評価	センター方式を採用しアセスメントを行い、本人・家族の思いやこれまでのなじみのものを大切にしながら、よりよいケアができるよう、出来ない部分をさりげなく支援できるプランを作成します。
従業員の研修	職場内及び職場外で実施

4 設備の概要

(1) 構造等

敷 地		2,777.67 m ²
建 物	構 造	木造 2階建て
	延べ床面積	224.14 m ²
	登録定員	29名 (1日の利用人数 通い 15名 泊まり 9名)

(2) 居室

居室の種類	室 数	面積 (1人当たりの面積)	備 考
一人部屋	9	9.83 m ² (9.83 m ²)	
二人部屋		m ² (m ²)	

(3) 主な設備

設 備	室 数	面積 (1人当たりの面積)	備 考
居間・食堂・台所	1	42.59 m ² (2.839 m ²)	
相談室	1	9.11 m ² (m ²)	
静養室	1	19.30 m ² (m ²)	
浴室 1	1	8.28 m ² (m ²)	
浴室 2	1	4.14 m ² (m ²)	

5 職員の体制

従業員の職種	人数 (人)	区 分				常勤換算後 の人数 (人)	職務の内容
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管 理 者	1	1				1.0	管理業務全般
看護職員	4	3		1		3.3	利用者の看護全般
介護支援専門員	1		1			0.1	計画作成
介護職員	12	9	1	2		11.1	利用者の介護全般

6 職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制	休 暇
管理者	正規の勤務時間帯 (8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0) 常勤で勤務	シフトによる
看護職員	正規の勤務時間帯 (8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0) 常勤で勤務	シフトによる
介護支援専門員	正規の勤務時間帯 (8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0) 常勤で勤務	シフトによる
介護職員	日勤 (8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0) A勤 (7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0) B勤 (1 1 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0) C勤 (1 6 : 3 0 ~ 翌 9 : 3 0)	シフトによる

7 サービス内容と費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

ケアプランの作成	介護支援専門員は介護保険法及び関係法令に従い、利用者のケアプランを作成します。
看護小規模多機能型居宅介護計画の作成	<p>看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たって、利用者1人ひとりの人格を尊重し、その置かれている環境等を十分に踏まえて、援助の目標や具体的サービスを作成・記載します。</p> <p>看護サービスについては、看護師等と密接な連携を図り、利用者の希望・主治医の指示・看護目標及び具体的なサービス内容等を記載します。</p> <p>事業所は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するため、利用者と協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明します。</p>
介護・看護 サービス	<p>通いサービス 事業所において、食事、入浴、排泄等、利用者の心身の状況に応じた介護を提供します。</p> <p>宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、利用者の心身の状況に応じた介護を提供します。</p> <p>訪問サービス 利用者の自宅にお伺いし、利用者の心身の状況に応じた介護を提供します。</p> <p>看護サービス 主治医が看護サービスの必要性を認めたものに関し、訪問看護指示書に基づき、主治医との連絡調整をはかりながら看護サービスの提供を行います。</p>

	<ol style="list-style-type: none"> 1 病状・健康状態の観察 2 入浴・清拭・洗髪などの清潔ケア 3 食事・排泄など日常生活の援助・指導 4 筋肉や浮腫の状態改善のためのマッサージ 5 ストレッチ・運動指導・リハビリテーション 6 転倒予防のための療養環境のアドバイス 7 療養生活や介護方法の相談・指導 8 カテーテルや医療機器の管理 9 褥創の予防・処置 10 その他医師の指示による医療処置 11 終末期看護（在宅ホスピスの援助） 12 24時間連絡体制（緊急時訪問看護）
--	--

イ 食事、掃除、その他の家事等について、介護従業者が利用者様のお手伝いをします。

種 類	内 容
日常生活の援助	利用者様がスムーズに生活できるよう、その場面においてできない部分をさりげなく援助します。
レクリエーション等	個々の趣味や興味のあることをしながら、楽しく過ごしていただきます。 買い物、ドライブなど外へ出る機会を増やし、気分転換できるよう配慮します。
相談及び援助	親身になって本人の思いを理解し、話を聞きながら、解決の手伝いをします。

ウ 費用

原則として料金表の利用料金の1割、2割又は3割が利用者の負担額となり、負担割合については負担割合証に応じた負担額となります。利用者負担額減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

【料金表】

(1) 基本サービス

要介護区分	利用料金	自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	124,470円	12,447円	24,894円	37,341円
要介護2	174,150円	17,415円	34,830円	52,245円
要介護3	244,810円	24,481円	48,962円	73,443円
要介護4	277,660円	27,766円	55,532円	83,298円
要介護5	314,080円	31,408円	62,816円	94,224円

(1) - 1 短期利用 (1日につき)

要介護区分	利用料金	自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	5,710円	571円	1,142円	1,713円
要介護2	6,380円	638円	1,276円	1,914円
要介護3	7,060円	706円	1,412円	2,118円
要介護4	7,730円	773円	1,546円	2,319円
要介護5	8,390円	839円	1,678円	2,517円

(2) 加算 (1割負担の場合) *該当する加算に

- 栄養アセスメント加算 1月につき50単位を加算

要件

- ① 当該事業所の従事者、または外部との連携により管理栄養士を1人以上配置
- ② 利用者ごとに管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員等（以下「管理栄養士等」）が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者または家族へその結果を説明し、相談等に必要に応じて対応
- ③ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施にあたり当該情報、その他、栄養管理の適切かつ有効な実施に必要な情報を活用

*栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている場合（終了月含む）は算定しない

- 栄養改善加算 1回につき200単位を加算（3月以内・月2回まで）

要件

- ① 当該事業所の従事者として、または外部との連携により管理栄養士を1人以上配置

- ② 利用者の栄養状態を開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員等（以下「管理栄養士等」）が共同して、利用者ごとの摂取・嚥下機能および食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成する
 - ③ 栄養ケア計画に従い、必要に応じて利用者宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行うとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録
 - ④ 栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価
- 看護体制強化加算（Ⅰ） 1月につき 3,000 単位を加算
- 要件
- ① 算定月の前 6 月間における利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した場合が 50%以上
 - ② 算定月の前 6 月間における利用者総数のうち、特別管理加算を算定した割合が 20%以上
 - ③ 算定月の前 12 月間にターミナルケア加算を算定した利用者が 5 人以上
 - ④ 訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員の割合が 6 割以上
- *（Ⅰ）、（Ⅱ）はいずれかの加算のみ算定
- 看護体制強化加算（Ⅱ） 1月につき 2,500 単位を加算
- 要件
- ① （Ⅰ）①②④を満たす
 - ② 算定月の前 12 月間にターミナルケア加算を算定した利用者が 1 人以上
- *（Ⅰ）、（Ⅱ）はいずれかの加算のみ算定
- 科学的介護推進体制加算 1月につき 40 単位を加算
- 要件
- ① 利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身も状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出
 - ② 必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供にあたり①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用
- 緊急時対応加算 1月につき 774 単位
- 要件
- ① 利用者やその家族等に緊急時対応加算の算定について書面で説明し、同意を得ていること
 - ② 計画的に訪問すること以外に緊急対応が可能な体制であること
 - ③ 利用者やその家族等から電話などにより相談や看護ケアに関する意見を求められた場合、24 時間対応が可能であること

- 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 1回につき20単位を加算
要件
 - ① 利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態かつ栄養状態について確認を行い、その情報を担当ケアマネジャーへ提供。口腔状態の低下リスクがある場合、または低栄養状態の場合は、それら改善に必要な情報を含む
 - * 栄養アセスメント加算を算定している場合、栄養改善の加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている場合（終了月）を含む、口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている場合（終了月含む）は算定しない
- 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 1回につき5単位を加算（6月に1回を限度）
要件
 - ① 利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態または栄養状態について確認を行い、その情報を担当ケアマネジャーへ提供。口腔状態の低下リスクがある場合、または低栄養状態の場合は、それら改善に必要な情報を含む
 - * 口腔の健康状態を確認する場合は、栄養アセスメント加算を算定または栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けており（終了月を含む）、かつ口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けていないこと（終了月含む）
 - * 栄養状態を確認する場合は、栄養アセスメント加算の算定、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けておらず（終了月含む）、かつ口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けていること（終了月含む）
- 口腔機能向上加算（Ⅰ） 1回につき150単位を加算（3月以内・月2回まで）
要件
 - ① 言語聴覚士、歯科衛生士または介護職員を1人以上配置
 - ② 利用者の口腔機能を開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成
 - ③ 口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員が口腔機能向上サービスを行うとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録
 - ④ 口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価
- 口腔機能向上加算（Ⅱ） 1回につき160単位を加算（3月以内・月2回まで）
要件
 - ①（Ⅰ）を満たす
 - ② 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたり当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施に必要な情報を活用

- サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 1月につき 750 単位を加算
要件
 - ① サービス従事者ごとに研修計画を作成し実施、または実施予定
 - ② 利用者の情報、サービス提供の留意事項の伝達または従事者の技術指導を目的とした会議を定期的開催
 - ③ 看護師・准看護師を除く従業者の内、介護福祉士の割合が 70%以上、または勤続 10 年以上の介護福祉士の割合が 25%以上
- サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1月につき 640 単位を加算
要件
 - ① （Ⅰ）①～②を満たす
 - ② 看護師・准看護師を除く従業者の総数のうち介護福祉士の割合が 50%
- サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 1月につき 350 単位を加算
要件
 - ① （Ⅰ）①～②を満たす
 - ② 次の（ア）～（ウ）のいずれかを満たす
 - （ア）看護師・准看護師を除く従業者の総数のうち介護福祉士の割合が 40%以上
 - （イ）従業者総数のうち常勤職員の割合が 60%以上
 - （ウ）従業者総数のうち勤続 7 年以上の者が 30%以上
- サービス提供体制強化加算（短期利用居宅介護）（Ⅰ） 1日につき 25 単位を加算
- サービス提供体制強化加算（短期利用居宅介護）（Ⅱ） 1日につき 21 単位を加算
- サービス提供体制強化加算（短期利用居宅介護）（Ⅲ） 1日につき 12 単位を加算
- ☑ 初期加算 1日につき 30 単位を加算
要件
 - ① 登録した日から起算して 30 日以内の期間
 - *30 日を超える入院後に利用を再開した場合も同様
- 若年性認知症利用者受入加算 1月につき 800 単位を加算
要件
 - ① 利用者ごとに個別の担当者を定めている
 - *認知症行動・心理症状緊急対応加算または認知症加算を算定している場合は算定しない
- 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） 1月につき 3 単位を加算
要件
 - ① 入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、入所時に評価するとともに、3 月に 1 回、評価を行い結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施にあたり当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施に必要な情報を活用する

- ② ①の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに医師、看護師、介護職員、管理栄養士、ケアマネジャーその他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成する
 - ③ 入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態を定期的に記録している
 - ④ ①の評価に基づき3月に1回以上、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直す
- 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） 1月につき13単位を加算
- 要件
- ① （Ⅰ）を満たす
 - ② （Ⅰ）①の評価の結果、入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生がない
- ☑ 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） 1月につき1,200単位を加算
- 要件
- ① 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により随時適切に見直しを行っていること
 - ② 利用者の地域における多様な活動が確保されるように日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて地域の行事や活動等に積極的に参加していること
 - ③ 地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること
 - ④ 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること
 - ⑤ 必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること

* 事業所の特性に応じて、下記⑥～⑩の中から1つ実施

- ⑥ 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること
- ⑦ 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること
- ⑧ 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること
- ⑨ 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること

- ⑩ 地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること
- 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ） 1月につき1,000単位を加算
- 要件
- ① 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により随時適切に見直しを行っていること
- ② 利用者の地域における多様な活動が確保されるように日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて地域の行事や活動等に積極的に参加している
- ③ 地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること
- ☑ 退院時共同指導加算 1回につき600単位を加算
- 要件
- ① 退院（所）に当たり、看護小規模多機能型居宅介護事業所の保健師、看護師、理学療法士、言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、退院（所）後に初回の訪問看護サービスを行った場合
- ② 退院（所）につき1回（特別な管理が必要な利用者は2回）に限る
- ☑ ターミナルケア加算 1月につき2,500単位を加算
- 要件
- ① 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上（死亡日及び死亡日前14日以内に訪問看護を行っている場合は1日）ターミナルケアを実施（ターミナルケア実施後24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む）
- ② 必要に応じて訪問看護サービスを行う体制を確保する
- ③ 主治医と連携してターミナルケアの計画・支援体制を利用者・家族等に説明し、同意の上でターミナルケアを実施
- ④ ターミナルケア提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項を適切に記録
- 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%を加算
- 要件
- 厚生労働省が定める中山間地域等に所在する事業所（以下のいずれかに該当する地域）
- ① 豪雪地帯対策特別措置法第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯
- ② 豪雪地帯対策特別措置法第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
- ③ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地

- ④ 半島振興法第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- ⑤ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定農山村地域
- ⑥ 過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域
- 中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%を加算
要件
中山間地域等における事業所、かつ前年度のいずれかの月の1か月あたりの延べ訪問回数が200回以下であること
- 特別管理加算（Ⅰ） 1月につき500単位を加算
要件
 - ・在宅悪性腫瘍患者指導管理
 - ・在宅器官切開患者指導管理
 - ・留置カテーテル等を使用している状態
- 特別管理加算（Ⅱ） 1月につき250単位を加算
要件
 - ・在宅自己腹膜灌流指導管理
 - ・在宅血液透析指導管理
 - ・在宅酸素療法指導者管理等を受けている状態
 - ・人工肛門又は人工膀胱設置の状態
 - ・真皮を超える褥瘡の状態
 - ・週3回以上の点滴注射の必要な状態等
- 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算 所定単位数の15%を加算
要件
厚生労働大臣の定める特別地域に所在する事業所（以下のいずれかに該当する地域）
 - ① 離島振興法第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - ② 奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島
 - ③ 山村振興法第七条第一項の規定により指定された振興山村
 - ④ 小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する小笠原諸島
 - ⑤ 沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島
 - ⑥ 以下の地域のうち人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、指定居宅サービス等の確保が著しく困難であると認められる地域であつて、厚生労働大臣が別に定めるもの
 - ・豪雪地帯対策特別措置法第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯
 - ・豪雪地帯対策特別措置法第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
 - ・辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地

- ・過疎地域自立促進特別措置法第二条第二項の規定により公示された過疎地域
- ・その他の地域

認知症加算

- * 1 基本的な人員基準を満たす他に、看護師又は介護職員を常勤換算で2名以上の配置
- * 2 サービス提供時間を通じて、認知症介護実践者研修等修了者を1名以上配置
- * 3 研修者は他の職員との兼務が認められていない

認知症加算（Ⅰ） 1月につき920単位を加算

要件

- ① 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、日常生活自立度Ⅲ以上の認知症高齢者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上を配置し、チームとして専門的認知症ケアを実施
- ② 職員に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行う
- ③ 認知症会議の指導に係る専門的な研修を修了している者を1人以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- ④ 事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し実施（予定含む）

認知症加算（Ⅱ） 1月につき890単位を加算

要件

- ① （Ⅰ）①・②を満たす

認知症加算（Ⅲ） 1月につき760単位を加算

要件

- ① 日常生活自立度Ⅲ以上の認知症高齢者ケアを行った場合

認知症加算（Ⅳ） 1月につき460単位を加算

要件

- ① 要介護2で、日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者ケアを行った場合

認知症行動・心理症状緊急対応加算

短期利用居宅介護で、1日につき200単位を加算（利用開始日から7日間を上限）

要件

- ① 認知症による行動・心理症状（BPSD）が原因で緊急に短期入所生活介護等を利用する必要があると医師が判断した利用者に対して、介護支援専門員等と連携し、受け入れ、サービスを提供し本来入所予定でない者を受け入れた場合

- 排せつ支援加算（Ⅰ） 1月につき10単位を加算
要件
- ① 入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が入所時に評価するとともに、6月に1回以上評価を行い、その結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たり当該情報その他排泄支援の適切かつ有効な実施に必要な情報を活用する
 - ② ①評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに医師、看護師、介護職員、管理栄養士、ケアマネジャーその他の職種の者は共同して褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成する
 - ③ 入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態を定期的に記録している
 - ④ ①の評価に基づき3月に1回以上、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直す
- 排せつ支援加算（Ⅱ） 1月につき15単位を加算
要件
- ① （Ⅰ）を満たす
 - ② （Ⅰ）①の評価の結果、以下（ア）・（イ）のいずれかを満たす
（ア）要介護状態の軽減が見込まれる者について、入所時と比較して排尿又は排便の状態のいずれかが改善し、いずれも悪化していない
（イ）要介護状態の軽減が見込まれる者について、入所時と比較しておむつ使用「あり」から使用「なし」に改善
- 排せつ支援加算（Ⅲ） 1月につき20単位を加算
要件
- ① （Ⅰ）を満たす
 - ② （Ⅰ）①評価の結果、以下（ア）・（イ）のいずれも満たす
（ア）要介護状態の軽減が見込まれる者について、入所時と比較して排尿又は排便の状態のいずれかが改善し、いずれも悪化していない
（イ）要介護状態の軽減が見込まれる者について、入所時と比較しておむつ使用「あり」から使用「なし」に改善
- 訪問体制強化加算 1月につき1,000単位を加算
要件
- ① 訪問サービス（看護サービスを除く）の提供にあたる常勤の従業者（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を除く）を2人以上配置

- ② 事業所における延べ訪問回数が1回当たり200回以上。ただし、同一の建物に集合住宅を併設する場合は、登録者総数のうち同一建物居住者以外の者の占める割合が50%以上であること。また、同一建物居住者以外の者に対する訪問サービスの提供回数が合計で1月200回以上であること

- 専門管理加算 1月につき250単位を加算

要件

都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所の緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修(下記参照)を修了した看護師が指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合

- ① 気管カニューレの交換
- ② 胃瘻カテーテル若しくは腸瘻カテーテル又は胃瘻ボタンの交換
- ③ 膀胱瘻カテーテルの交換
- ④ 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- ⑤ 創傷に対する陰圧閉鎖療法
- ⑥ 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- ⑦ 脱水症状に対する輸液による補正

- 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の14.9%を加算
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の14.6%を加算
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の13.4%を加算
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の10.6%を加算
- 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 1月につき100単位を加算

要件

- ① 加算(Ⅱ)の要件を満たしている
- ② テクノロジー機器を複数導入している
 - * 見守り機器・インカム・介護記録ソフトウェアや介護記録の作成を効率的に行うことができるICT機器の3種類すべての導入が必要
- ③ 介護職員が介護に集中できる時間帯を設けることや介護助手の活用などにより役割分担を行っている

- 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 1月につき10単位を加算

- ① 利用者の安全や介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に向けた委員会の開催や安全対策を実施する
- ② 1つ以上のテクノロジー機器を導入する
 - * テクノロジー機器は、見守り機器・インカム・介護記録ソフトウェアや介護記録の作成を効率的に行うことができるICT機器などが該当
- ③ 生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善をする

- ④ 事業年度ごとに実績データを厚生労働省に提出する
- 遠隔死亡診断補助加算 1回につき150単位を加算
- ① 「情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修」(下記参照)を修了した看護師が訪問すること
- ② 医療保険の「死亡診断加算」の対象利用者であること。利用者は診療報酬上の「死亡診断加算」の対象者、すなわち計画的かつ定期的な訪問診療を受けていることが条件
- ③ 医師の訪問に時間がかかること。医師が正当な理由により利用者のもとへ到着し、対面で死亡診断を行うまでに12時間以上かかると見込まれる場合に該当
- ④ 対象となる地域であること。利用者が、厚生労働大臣が定める特定地域に住んでいる必要
- ⑤ ターミナルケア加算を算定していること

(3) 介護保険給付対象外サービス

利用料の全額を負担していただきます。

種 類	内 容	利 用 料
理髪・美容	出張による理容・美容	実費分
レクリエーション行事	ドライブや買い物などでの必要経費	実費分
滞在費	1泊2日	2,000円
光熱水費	1泊2日	250円
食事代 (一般)	朝食 昼食 夕食 弁当代	420円 620円 520円 620円
食事代(特別食)	刻み食、ミキサー食、治療食	追加料金なし
寝具代	リース代	実費

○その他の費用

食材料費その他、看護小規模多機能型居宅介護サービスの中で提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者様に負担していただくことが適当と認められる費用は、利用者様の負担となります。

※介護保険給付対象外サービスに対して（食事代除く）消費税が課税されます。

- 当ホームでは、利用者様が気持ちよく過ごして頂けるようにアロマオイル、化粧水、フットバス及びマッサージを提供いたします。（無料）

アロマオイル

香りを楽しみ、気分や気持ちをリラックスさせたり等多様な効果があります。

ミネラル水

高齢者はミネラル不足になり易く、ミネラル不足で骨が弱くなったりなどの様々な不健康な症状が出てきます。その状態に陥らない為にミネラル水を飲んで頂きます。

8 利用料等のお支払方法

毎月、7日までに「7 サービスの内容と費用」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたします。毎月17日に予めお知らせいただいた金融機関から自動振替させていただきます。自動振替できなかった場合には速やかに下記の口座へお振り込みください。

北陸銀行 越前町支店
普通預金口座（口座番号 5041870）
口座名義 株式会社 メディカルケア
代表取締役 池尾 深雪

9 サービス内容に関する苦情等相談窓口

<p>当事業所お客様相談窓口</p>	<p>苦情受付窓口担当者 牛谷 美紗 苦情解決責任者 池尾 深雪 ご利用時間 8：30～17：30 (月～金曜日) ご利用方法 電話、FAX 又は来所</p>
<p>その他の相談機関</p>	<p>富山県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険係 苦情相談窓口 電話：076-431-9833 射水市介護保険課 電話：0766-51-6627 富山県福祉サービス運営適正化委員会 電話：076-432-3280</p>

10 非常災害時の対策

非常時の対応	火災通報装置の設置			
<p>避難訓練及び防災設備</p>	<p>年2回の避難訓練の実施</p>			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	<p>スプリンクラー (ヘッド)</p>	<p>6 1</p>	<p>消火器</p>	<p>4</p>
	<p>自動火災感知器</p>	<p>6 2</p>		
	<p>誘導灯</p>	<p>6</p>		
	<p>消防通報装置 (施設全体)</p>	<p>1</p>		
<p>消防計画等</p>	<p>消防署への提出日： 2025年10月31日 防災管理者： 小島 隆治</p>			

1 1 協力医療機関等

医療機関	病院名 及び 所在地	医療法人麗愛会うららホームケアクリニック 高岡市中曽根2373
	電話番号	0766-73-9001
	診療科	内科
	入院設備	なし
	歯科	山田歯科医院 射水市本町1-9-22
	電話番号	0766-84-4885
	入院設備	なし

1 2 夜間緊急等の対応機関

名称及び所在地	射水市民病院 射水市朴木20番地
電話番号	0766-82-8100 (代)

1 3 住居の利用に当たっての留意事項

来訪・面会	面会時間 10:00～19:00 来訪者は面会時間を厳守し、必ずその都度職員に届け出てください。 来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	住居内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	全館・敷地内禁煙
迷惑行為等	

	騒音等他の入居者の迷惑のなる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	住居内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損保

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者

住 所

富山県射水市射水町1丁目18

事業者（法人）名

株式会社 メディカルケア

施設名 ケアホームほりおか

(事業所番号)

代表者名 池尾 深雪 印

説明者 職名

氏名 印

私は、重要事項説明書に基づいて、看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名 印

代理人（選任した場合）住所

氏 名

印